

重要

令和6年3月28日

各地域包括支援センター管理者 様

社会福祉法人 優輝会
指定通所介護事業所 恵珠苑
生活相談員 川原 正明
電話 (095) 828-1332

令和6年4月より介護報酬（加算）等の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当事業所運営につきまして、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月からの介護報酬（加算）等の変更について、下記の通りとなりますのでお知らせいたします。なお、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

敬具

記

恵珠苑 通所型サービス（施設区分及びサービス提供区分について）

施設区分	介護区分	恵珠苑通所介護事業所【I】算定基本単位		昨年度との差
		令和6年4月より	令和6年3月まで	
現行の介護予防 支援相当 ※ミニデイの実施なし	要支援1	1,798	1,672	+126単位
	要支援2	3,621	3,428	+193単位

※事業対象者の方は、週1回程度のご利用で要支援1の単位数、週2回程度のご利用で要支援2の単位数となります。

加算関係単位 令和6年4月より 処遇改善加算は6月より一部変更あり

	令和6年4月より	令和6年3月まで	昨年度との差	
サービス提供体制強化加算（I）	支援1⇒88	支援1⇒88	変更なし	
	支援2⇒176	支援2⇒176	変更なし	
運動器機能向上加算		225	▲225単位	基本報酬に包括化
事業所評価加算		120	▲120単位	廃止となります。
●新処遇改善加算 令和6年6月より	×0.092		新設 +0.01	6月以降、各加算の合計単位に加算
介護職員処遇改善加算 I 令和6年5月末日まで	×0.059	×0.059	5月末まで 変更なし 6月以降は 1本化	令和6年5月末日まで、各加算の合計単位に加算。6月以降は1本化されます。 上記●新処遇改善加算となります。
介護職員特定処遇改善加算 I 令和6年5月末日まで	×0.012	×0.012		
介護職員等ベースアップ等支援加算 令和6年5月末日まで	×0.011	×0.011		
科学的介護推進体制加算	40	40	変更なし	

以上